

第21回長崎県障害者スポーツ大会開催要領

1. 目的

共生社会の実現に向け、ノーマライゼーションの理念のもと障がい者スポーツを振興し、障がいのある人のスポーツ活動の日常化と競技力の向上を図るとともに、より積極的な社会参加と生活の質の向上に資することを目的とする。

2. 主催

長崎県・一般社団法人長崎県障害者スポーツ協会

3. 後援（予定）

長崎県市長会、長崎県町村会、長崎県障害者社会参加推進センター、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会、一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会、長崎県精神障害者団体連合会、長崎県精神障害者家族連合会、長崎県教育委員会、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会、社会福祉法人長崎県共同募金会、日本赤十字社長崎県支部、一般社団法人長崎県医師会、公益社団法人長崎県理学療法士協会、公益財団法人長崎県スポーツ協会、一般財団法人長崎陸上競技協会、一般社団法人長崎県水泳連盟、長崎県卓球連盟、長崎県アーチェリー協会、長崎県ユニカール協会、長崎県障害者フライングディスク協会、長崎県ボッチャ協会、長崎県障がい者スポーツ指導者協議会

4. 大会期日及び日程

◆ 令和3年5月30日（日）

大会開催については、新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン等に鑑み、総合開・閉会式は中止する。各競技は、競技運営団体の「競技実施に伴うガイドライン」を遵守し、感染防止対策を講じて実施する。ただし、大会開催前の新型コロナウイルス感染の状況により、大会すべてが中止となる可能性もある。

5. 競技会場（予定）

選手団集合場所	県立総合運動公園駐車場	諫早市
陸上競技	トランスコスモスタジアム長崎	諫早市
フライングディスク	県立総合運動公園補助競技場	諫早市
ボッチャ	諫早市中央体育館（メイン）	諫早市
ユニカール	諫早市中央体育館（サブ）	諫早市
アーチェリー	大村市アーチェリー場	大村市
卓球競技	県立総合体育館（メイン）	長崎市
サウンドテーブルテニス	県立総合体育館（武道場）	長崎市
水泳競技	長崎市民総合プール	長崎市
ボウリング	長崎ラッキーボウル	長崎市

6. 参加者

- (1) 競技参加者は、次の各号に該当する者とする。
- (2) 令和3年4月1日現在13歳以上で県内に居住する者。
 - ア 身体障害者は、身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 知的障害者は、療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
 - ウ 精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- (3) 役員に参加者は各選手団5名以内とする。

7. 競技種目の注意事項 【新型コロナウイルス感染対策による変更事項に注意のこと】

- (1) 競技は、陸上競技、水泳競技、卓球競技、アーチェリーは例年通り、ボウリングは一人1ゲームとする。フライングディスクはアキュラシーのみとし、ディスタンスは実施しない。
- (2) ボッチャは団体競技(3人編成)と全国大会競技仕様の参加者(個人)に分けて実施する。団体競技と個人競技の参加を兼ねることはできない。
- (3) ボッチャの全国大会競技仕様に参加できる障害区分は肢体不自由者(男・女、年齢は不問)のうち、適用表の障害区分にあてはまること。
- (4) ボッチャは1チーム3名で競技を行うが、当日欠場者が出た場合2名までは参加できる。
- (5) ユニカールは1チーム3名で競技を行うがチーム編成は4名まで申し込むことができる。
- (6) 各選手団においてユニカールは4チーム、ボッチャは3チームまで申し込むことができる。
- (7) 陸上競技のリレー(4×100m)に出場するチームは選手団ごとに知的障害者の男女混合で編成し、6名以内で申込みのこと。(実施に於いては、女子1名以上出走すること)
- (8) ボウリングの競技方法は、シングルレーン方式で行う。また、シューターを用いるゲームに出場希望者は申込書で明記のこと。
- (9) 競技種目及び障害適用については、『長崎県障害者スポーツ大会競技種目及び障害別適用表』による。(全国大会の適用区分を基準に実施する。)
- (10) 精神障害者の実施競技は陸上競技、卓球競技、フライングディスク、ユニカール及びボッチャとする。但し、卓球以外の種目は全国障害者スポーツ大会の派遣対象にはならない。
- (11) 内部障害者は水泳競技以外に参加できるが、申し込み時に医者にご相談し、その指示に従うこと。(但し、全国大会には陸上競技、アーチェリー、フライングディスクの3競技に、「ぼうこう又は直腸機能障害者」に限り出場が認められる。

8. 出場種目及び参加申込み

- (1) 競技に参加しようとする者は、競技別様式による参加申込書を居住地の市町役場へ、**1月18日(月)から2月15日(月)まで**に提出することとし、市・町は、参加申込書、関係書類を取りまとめ、所管福祉事務所へ**2月19日(金)**までに届け出ること。
- (2) 福祉事務所長は、参加申込書**様式 2-1～2-8B**を一括郵送し、参加競技者名簿**様式 7**参加選手団名簿**様式 8**及びユニカール**様式 11**、ボッチャ**様式 12**、リレー種目参加申込書**様式 10**を取り纏め、電子メールで、**2月26日(金)**までに(一社)長崎県障害者スポーツ協会に必着するよう提出のこと。

(3) ろう学校、盲学校、特別支援学校の卒業予定者は、居住地の市町役場に2月15日(月)までに提出すること。在校生に関しては、全ての関連書を2月26日(金)までに(一社)長崎県障害者スポーツ協会に必着で提出のこと。

ただし、新入生(入学・転入)に限り4月12日(月)必着で追加申込み手続きのこと。入学前に市・町に申込みを済ませている場合があるので確認し、その場合は選手団登録を特別支援学校に変更する手続きをすること。

9. 全国障害者スポーツ大会出場競技者の選考

(1) 本大会の個人競技参加で希望者の中から第21回全国障害者スポーツ大会【令和3年10月23日(土)～25日(月)】に出場の県代表選手の選考を行う。

(2) 県代表競技者の選考は、全国障害者スポーツ大会選手選考基準により、選考委員会で決定する。

(3) 陸上競技・水泳競技に選ばれた選手は2種目の出場となる。

10. 選手団の移動について

総合開会式を実施しないので、各選手団は、県立総合運動公園第2駐車場に集合し、待機している各競技会場往復のシャトルバスに乗り換えのこと。(水泳・卓球・ボウリングの3競技) 帰路も各競技会場発、県立総合運動公園第2駐車場となる。

陸上競技・フライディングディスク・ボッチャ・ユニカール競技参加者は運動公園周辺の会場へ直接移動のこと。アーチェリーは例年通り競技会場集合・解散とする。

ボウリング競技は、会場に選手の待機場所が無いので、4シフト(通常2シフト)で行い、それぞれのシフトのゲーム終了後に希望する選手を陸上競技場にシャトルバスで輸送し、陸上競技場の2階観客席で帰路選手団集合の時間まで待機することができる。この方法は選手団の管理で取り組むこととする。

11. その他

(1) ナンバーカードは、各選手団で保管管理のものを胸に安全ピンで装着のこと。

なお、競技者の番号については、申込みを受理後に事務局で付番し、通知する。

(2) 競技参加者は、事前に医師の診断等を受け、急激な運動に十分配慮し、危険、事故の防止に万全を期すること。

(3) 体育館内での競技に出場する選手は、場内は土足厳禁のため上履き用運動靴を準備し、下肢障害者で松葉杖を使用する選手は特に競技に支障のない接触面にあてがう布カバー等をあらかじめ用意のこと。

(4) STTに出場する選手は、アイマスクを各自で準備の上、着用のこと。

(5) 個人情報については、大会プログラムほかで参加者の氏名、年齢、障害区分、障害名が公表されます。また、写真、映像がテレビ、新聞等で報道されることがあります。については、全国大会に出場する関連の報道を含み、了承したうえで申込みのこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症予防対策

大会当日は、必ず検温し、体調がすぐれない方(風邪の症状がある、37.5℃以上の発熱がある、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合)は参加を控えること。

会場入り口での検温を受け、会場ではマスクを着用すること。

大会前の2週間は、県外への外出及び県外の方との接触を避けること。

1 2. 雨天時等の対応について

- (1) 小雨の場合は決行する。
- (2) 雨天等の場合は、大会前日正午に大会実施の有無を決定し、中止する場合は、福祉事務所長、学校長等を通じて周知するものとする。
- (3) 大会当日、午前5時30分現在において雨天等により大会の実施が困難と判断され、大会を中止する場合は、直ちに福祉事務所長、学校長等を通じその旨を周知するものとする。
- (4) 大会当日、選手団輸送開始後において雨天等で屋外競技は中止し、屋内の競技のみ実施することもある。
- (5) 屋外競技が中止された場合、延期は行わないものとする。

※確認事項

- (1) 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - ① 片上肢（片下肢）完全とは、片上肢（片下肢）だけで身体障害者手帳等級の3級以上に相当するもの。
 - ② 両上肢（両下肢）完全とは、両上肢（両下肢）だけで身体障害者手帳等級の2級以上に相当するもの。
- (2) 上肢（下肢）の不完全とは、(1)の①、②以外の障害をさす。
- (3) 体幹障害とは、頸部・胸部・腹部及び腰部。（脊柱）のみに変形があるもの。（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する。）
- (4) 脳原生麻痺とは、脳性麻痺・脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害である。
- (5) 関節離断とは、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。
- (6) 身体障害が重複している場合には、どちらの障害区分でも競技に参加できる。
- (7) 上腕切断が前腕切断で参加するように、同じ障害部門で、より軽度の区分での参加は認めない。
- (8) ビーンバック投、スラローム及びボッチャについては、電動車椅子常用者も参加できる。
- (9) 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。
- (10) 砲丸の重量は次のとおりとする。
 - ① 2.721kg を使用する障害区分
 - ・すべての女子
 - ・すべての2部の男子
 - ・肢2（区分番号12）の1部の男子
 - ・肢3（区分番号19～22）の1部の男子
 - ② 4.000kg を使用する障害区分
 - ・肢1（区分番号1～9）の1部の男子
 - ・肢2（区分番号13～15）の1部の男子
 - ・視覚及び聴覚の1部の男子
- (11) 出場者の年齢区分は、4月1日現在で次の区分で競技するものとする。
 - ① 身体障害者
 - ・1部（39歳以下）
 - ・2部（40歳以上）
 - ② 知的・精神障害者
 - ・少年の部（19歳以下）
 - ・青年の部（20～35歳）
 - ・壮年の部（36歳以上）